

令和7年度 高齢者虐待防止研修

「金銭管理の課題から見る高齢者虐待
～事例から学ぶ予防と対応」

弁護士	伊藤俊介
弁護士	西 選子

金銭管理に課題があるかどうか見分けるポイント

- 収入の範囲で生活ができているか
- 収入の範囲で生活ができていないとすれば、どのように生活を送っているのか（預金を引き出している、借入れをしている、他から支援を受けている等）
- 収入で、最低限度の生活を送ることができるか
- 毎月の支出を把握できているか
- 自分で管理できてるか、他の人が管理しているのか、管理に問題があるとするば、誰に問題があるのか

金銭管理の課題が発覚するきっかけ①

ヘルパーさんが買い物に行くとき、本人からお金を預かるようにしていたが、あるときから、本人のお財布の中にお金がない状態が続くようになった。



- 本人が使っているのか、本人以外の人が使ってしまったのか
- 本人がどこかにしまってしまうのか

金銭管理の課題が発覚するきっかけ②

自宅で倒れ、救急搬送され、数ヶ月の入院が必要となった。



- 本人の代わりに入院費用の支払いをしてくれる人がいない（そもそも身寄りがない。身寄りがあってもしてくれない）
- 当初は、子どもが入院費用の支払いをしてくれていたが、途中から支払いがされなくなった。

金銭管理の課題が発覚するきっかけ③

自宅に行くと、テーブルの上にハガキが増えていくようになった。よく見ると、健康食品など通販で購入した物の代金の請求書だった。



- 複数の会社からきている
- 数ヶ月前の分の支払いができていない
- 会社ではなく法律事務所から送られてきている

金銭管理の課題が発覚するきっかけ④

デイサービスの利用を勧めたが、子どもが頑なに拒否する。本人に聞いてみると、デイサービスに行きたそうである。



- 子どもに理由を聞いてみると、お金がもったいないなどと言う
- 他にも必要な介護サービスを受けることができていないことが分かる
- そもそも本人の年金が足りないのかどうか不明である

金銭管理の課題が発覚するきっかけ⑤

施設の利用料について、毎月、本人の口座から引き落とすようにしていた。最初はきちんと引き落としができていたが、ある時からできなくなった。



- 本人の通帳を子どもが管理している
- 子どもに連絡しても、電話に出なくなった
- 滞納の金額が50万円になった

金銭管理の課題の解決

早期発見

- 兆候が見られたら放置しない。
- できる限り早く、負債（施設利用料等の未払いの金額等）の額が少ない段階で、介入



負債の額は少なければ少ないほど解決しやすい

早期解決

- 通報  虐待対応
- 弁護士に相談
 債務整理
任意整理
自己破産
- 成年後見制度の利用

虐待対応について

（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律） 「高齢者虐待防止法」の目的（法第1条）

「この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。」

高齢者虐待防止法の「高齢者虐待」

- 「高齢者虐待」 養護者による高齢者虐待及び養介護施設
従事者等による高齢者虐待（法2条3項）。
- 「高齢者」 65歳以上の者 （法2条1項）
- 「養護者」 高齢者を現に養護する者であって、要介護
施設従事者等以外のもの （法2条2項）
- 「養介護施設従事者等」 老人福祉法および介護保険法に
規定される「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に
従事する者（法2条5項）。

高齢者虐待防止法の「高齢者虐待」

法2条6項

65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する

養護者による高齢者虐待（主に経済的虐待について）

養護者による高齢者虐待（法2条4項）

- 1 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又は二に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- 2 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

「養護者」＝現に養護する者 かどうか

金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）が該当すると考えられるが、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合がある。

- ・ 「経済的虐待」については、高齢者の親族であれば、養護者に該当しない者も、虐待の主体となる

養護者による経済的虐待

本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

- ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- ・ 本人の自宅等を本人に無断で売却する。
- ・ 年金や預貯金を自分の借金返済等のために無断で使用する。
- ・ 入院や受診、介護サービスなどに必要な費用を滞納する。
- ・ 世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する。
- ・ 施設入所しているのに本人の同意なく自宅の改造費に預金を使う。 など

経済的虐待にあたるかどうかの判断

- 本人の収入や財産が、本人のニーズや利益のために、あるいは本人の希望に従って、使われているか
- 本人のため >> 家族のため（余剰ある・本人の意思）
- 従前、本人の収入や財産を家計の一部にあててきていても、その後の心身の状態の変化により、本人のために費消すべき必要性が高くなった場合には、それを優先
- 従来の経過や他の家族の必要性が優先することはない

老親と子どものケース

いろいろあって子どもが働かずに家にいるようになりました。両親も80代、息子は50代です。

父親は、定年まで公務員として働いていたため、夫婦が老後の生活を送るためには十分な年金がもらえています。しかし、今は、親の年金で、子どもの生活まで面倒をみないといけない状態です。

これまでは、母親が家計の管理をしてきましたが、軽い認知症となり、息子がお金の管理をするようになりました。

老親と子どものケース

息子も、最初はしっかりと金銭管理をしていました。

しかし、次第に息子の金遣いが荒くなり、年金支給日の2週間前までには、お金を使ってしまい、預金を切り崩して生活するようになりました。

また、母親はデイサービスに通っていたのですが、デイサービスの利用料の支払も滞るようになりました。父親も持病があるため通院が必要なのですが、医療費の支払ができなくなることが増えました。

老親と子どものケース

- ・両親の関係者～「お金を息子に管理させてはいけない。息子には仕事を探すように言いなさい。息子にお金を渡すのはよくない。」
- ・息子～「親の子に対する扶養義務がある。自分が働かないのは仕方がない。体調もよくない。」
- ・両親～「たしかに扶養義務があると思う……親が子どもを扶養するのは当たり前…」

民法877条（扶養義務者）

1 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 前項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。

生活保持義務と生活扶助義務

生活保持義務……夫婦及びその間の未成熟子に対する扶養義務で、自己の生活程度と同等の生活を相手に保障する義務。

生活扶助義務……相手方の生活を維持するための必要生活費を自己の地位相应な生活を犠牲にすることなく給付する義務（自分の生活を維持した上で、余力がある場合に援助する義務）

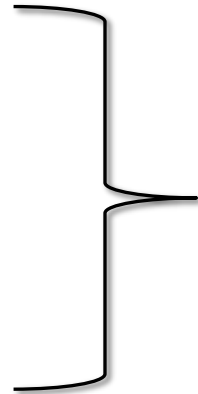
高齢者の親と成人した子の関係

生活扶助義務 ⇒ 親自身の生活を維持したうえで余力がある場合に限り、援助すればよい

年金生活

介護サービス利用料

医療費



余力なし ⇒ 援助する
必要なし

夫婦の場合

民法752条（同居、協力及び扶助の義務）

夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。

民法760条（婚姻費用の分担）

夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して婚姻から生ずる費用を分担する。



生活保持義務

自己の生活の程度と同等の生活を相手に保障する義務

高齢者夫婦のケース

夫が要介護状態となり、自宅での生活が難しくなったため、施設に入居することになりました。

夫の施設利用料を支払うと、妻の食費や光熱費など、生活に必要なお金を支払うことができなくなります。

妻に対する経済的虐待になるのでしょうか。

また、扶養義務に反することになるのでしょうか。

経済的虐待となるのか、扶養義務に反するのか

経済的虐待にはならない。

扶養義務に反することにもならない。

（共倒れを強いるものではない）

どういつの場合に虐待に該当するか (高齢者夫婦の場合)

経済的虐待

妻の（夫の）の年金や預貯金を、本人の意思に反して、または本人の利益にならない形が無断で使用したり、妻の（夫の）日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない行為（余力がある場合）

ネグレクト（介護・世話の放棄・放任）

本人に介護サービスを受ける必要があるにもかかわらず、費用の不払いや手続きの拒否によって必要なサービスの利用を妨げる

早期発見、早期解決のために ～通報

(法第7条)

1 養護者による高齡者虐待を受けたと思われる高齡者を発見した者は、当該高齡者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齡者虐待を受けたと思われる高齡者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

※「虐待を受けたと思われる」⇒明確な根拠や証拠は必要ない

早期発見、早期解決のために ～相談支援

通報や届出を待っているのではなく、早期発見のためには、相談支援も重要。

- 高齢者、養護者、支援者らが、「虐待」であるとの考えに至らないものの、何らかの問題をかかえている
- 困っているけれどもどうしてよいのかわからない
- 相談における的確な事実把握
- 事実関係を整理していく中で、虐待が発見される

相談支援 ⇒ 専門職と支援者らで連携 （具体例）

同居していない親族による経済的虐待の疑いがあった（高齢者の通帳を管理しているが、高齢者宅の家賃の滞納が続くようになったり、年金入金当日にまとまった金額が引き出されたり等）

- ⇒ 本人と面談をし、状況を理解してもらった上で、本人と銀行に一緒に行き、通帳の紛失届や改印手続をした
- ⇒ 年金を本人のために使えるようになった
- ⇒ 成年後見制度利用のための申立てを行い、後見人が選任された

養護者虐待対応

～市町村の権限・責務

-
- ① 通報窓口の設置と周知（早期発見の態勢整備）、
 - ② 市町村の責任における事実確認、安全確認
 - ③ 虐待・安全確認ができない場合の立入調査権限
 - ④ 市町村と関係協力機関の個別ケース会議による虐待対応計画の作成
 - ⑤ 本人と養護者への相談、指導、助言
 - ⑥ 「やむをえない事由による措置」等の権限行使、⑦ 居室の確保
 - ⑧ 面会制限、⑨ 成年後見開始審判の市町村長申立
 - ⑩ 養護者の支援

高齢者虐待対応は、養護者支援でもあること

（養護者の支援）法第14条1項

市町村は、第六条に規定するもののほか、**養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を**講ずるものとする。

（相談、指導及び助言）法第6条

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

養護者支援

養護者自身も経済的に困窮している場合があります。

養護者自身も精神疾患や障害をかかえていたりする場合もあります。

養護者がおかれている状況を的確に把握し、債務整理、生活保護受給のための支援、就労支援等々の検討が必要です。

養介護施設従事者等による虐待の場合

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設、有料老人ホーム（＊）
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域包括支援センター

（＊）「届出」の有無にかかわらず、入居サービス、及び介護等サービスの実施が認められるものは、すべて有料老人ホームに該当するものとして取り扱うこととなる。
「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日付け老発第0718003号）

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養介護施設従事者等」とは

「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

※業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含む（高齢者虐待防止法第2条）。

養介護施設従事者等による高齢者虐待（法2条5項）

老人福祉法および介護保険法に規定される要介護施設の業務に従事する者や、要介護事業において業務に従事する者が

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

養介護施設従事者等による経済的虐待

本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

- ・ 事業所に金銭を寄付・贈与するように強要する。
- ・ 金銭・財産等の着服・窃盗（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。
- ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

など

注意点

- 「本人の合意がある」との反論

⇒ 形上は合意があるように見えても、認知症等により判断能力が低下しており合意内容の理解が難しい、施設従業員との関係性により拒否できない等、真の合意があるとは言えない場合が多い。

- 施設に入居している場合、外部に露見しにくい場合が多い

⇒ 通報が重要

養介護施設従事者等による経済的虐待を発見したら (法第21条)

- 1 **養介護施設従事者等は**、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 **前2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は**、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

養介護施設従事者等虐待対応

- ① 市町村が通報や届出を受理し、一定の事実調査を行った上で、都道府県に報告する
- ② 市町村及び都道府県が、ケースに応じて、任意調査、実地指導、及び監査権限を、適宜使い分け、速やかな事実確認と調査を行い
- ③ 介護保険法、老人福祉法などの関係法規上の権限を行使して、当該施設のサービスを改善する

養介護施設従事者等虐待対応 ～高齢者の保護

- ・ 高齢者を保護する必要性がある場合には、老人福祉法に基づく「やむを得ない事由による措置」等の対応を行う。
- ・ 高齢者の安全が確認された場合であっても、**経済的虐待等によって金銭や財産等の搾取が継続するおそれがある場合には、成年後見の申立てを行うなど適切な対応を図る** 必要があることから、高齢者が安心して生活できる環境を整えるためにも、迅速な対応を 行う。

成年後見制度について

成年後見制度の利用について

- ・成年後見人が**高齢者の財産管理**をすることにより、経済的虐待から高齢者を保護することが可能となる。
- ・成年後見人を選任してもらうためには、「家庭裁判所」に「後見開始の申立て」をする必要がある。
- ・「申立て」をすることができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族等であるが、市町村長が申立てをできる場合がある。

成年後見制度利用のための市長村長申立て

市町村長は、**65歳以上の者（65歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む）、知的障害者、精神障害者につき、その福祉を図るために特に必要があるときは、成年後見開始の申立てをすることができる**

（老人福祉法32条、知的障害者福祉法28条、精神保健福祉法51条の11の2）

※福祉を図るために特に必要があるとき

⇒ 本人の日常生活上の支援を図ることが必要である一方、親族による申立てが期待できない場合

成年後見制度利用のための市町村長申立て ～養護者虐待ケース

- ①経済的虐待等の解消のために本人の生活（医療・支援）のための年金等、収入・資産を確保する必要がある場合
- ②介護・世話の放棄・放任や介入拒否の場面で、福祉・介護サービス利用など、生活上必要な契約等の判断に関して、本人に代わって本人の利益のために判断をすることで、養護者の意思を遮断することができる場合
- ③やむを得ない事由による措置から契約に切り替える場合
- ④経済的虐待によって奪われた財産の回復を図る場合

成年後見制度利用のための市町村長申立て ～養介護施設従事者等虐待ケース

- ①寄付の強要等、施設等による経済的虐待を止めるため（被害回復の賠償や刑事告訴の検討を含む）
- ②経済的虐待の事実確認のため、金融機関等への事実確認などの調査を実効的に行うため
- ③判断能力のない本人につき、今後の虐待を防止するために介護・福祉サービスのチェックを行ったり、必要なサービスの変更を行うため。
（やむをえない事由による措置をとった事後対応を含む）
- ④経済的虐待によって奪われた財産の回復を図る場合

成年後見制度については

「鹿児島市成年後見センター」
で相談をすることができます



虐待の防止、解消のために

支援者ら（選任された成年後見人を含む）の連携が重要です。
ひとりで抱え込まないようにしましょう。

チームを作り、高齢者の尊厳の保持 のために最善を尽くしましょう